

第3章 第8期荒川区高齢者プラン（重点事業）の評価と

今後の取組

第1節 取組と評価

- 第8期プランでは、第7期プランの取組や近年の社会動向を踏まえ、介護需要の急増を緩和し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構成する5本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿って、地域包括支援センターの機能強化を図りながら、高齢者福祉施策や介護保険事業に取り組んできました。ここでは、第8期プランの重点事業についての取組とその評価について示します(各年度の実績推移は【資料編】1～15ページ「第8期プランの実績の推移」に掲載。)

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と生活支援の推進

【ふれあい粋・活サロン補助事業】

- 取組
 - ・ コロナ禍以降、多くのサロンは活動を休止していましたが、荒川区社会福祉協議会によるサポートの下、一部のサロンは、感染予防対策を講じて活動を再開したことで、サロンの実施回数と参加者数は回復傾向にあります。
 - ・ サロンの運営に係る費用負担を軽減するため、活動費の一部（会場費と利用者の保険加入料金）を引き続き補助しました。
 - ・ サロンの充実を図るため、区の歯科衛生士や管理栄養士を派遣し、健康づくりの取組を支援するとともに、介護予防事業の利用終了後の通いの場としてサロンを周知する等、介護予防事業との連携を図りました。
- 評価
 - ・ コロナ禍によるサロンの活動休止に伴い、令和4年度の活動実績は935回・16,650人（令和元年度は1,225回・30,737人）と、コロナ禍前から大幅に減少していることから、サロンの活動再開に向けた支援が急務と言えます。
 - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護予防のための通いの場に参加していない割合が71.2%と高いことから、サロンだけでなく、荒川老人福祉センターやふれあい館等の社会資源の活用を促すとともに、高齢者のニーズに応じた多様な通いの場づくりに向けた取組・支援が必要です。

【住民主体の地域介護予防活動への支援】

- 取組
 - ・ 高齢者が地域で活動できる場を増やすために、主に高齢者が主体となる地域介護予防活動団体（以下「地域活動団体」という。）に関し、新規団体の立ち上げ支援を行った結果、地域活動団体の数が令和4年度末時点において14団体となりました。

- ・ 地域活動団体の参加者を対象に、高齢者の特徴や組織運営に関する研修を開催しました。
- ・ 地域活動団体や地域活動者の連携を図るため、交流会を開催しました。

○ 評価

- ・ 日常生活圏域（区内 8 圏域）によって地域活動団体の数が異なっているため、地域偏在を減らして、バランスよく団体を増やしていく必要があります。
- ・ 地域活動団体における活動の多くは、高齢者が集う通いの場であり、今後は、生活支援検討会等で抽出された生活サービスに関わる課題（ごみ出しや外出時の付き添い等）に対応できる団体を創設することが望まれるため、他自治体の先行事例等を研究していく必要があります。

【荒川ころばん・せらばん・あらみん体操】

○ 取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症流行で一時休止時期もありましたが、会場は参加者事前登録制とし、消毒や換気等会場での感染対策を徹底しながら、体操を継続しました。
- ・ 令和 3 年度より、理学療法士による会場巡回を開始し、リーダーや参加者に対し、フレイル予防の健康教育及び効果的な体操が実施できるよう支援しています。
- ・ 令和 4 年度には、リーダーとともに「ころばん体操 20 周年記念誌」を作成し、体操の普及啓発を行いました。
- ・ 高齢者のフレイル予防について、区ホームページやケーブルテレビなどで普及啓発を行いました。
- ・ 令和 4 年度には、地域のイベントにおいてあらみん体操デモンストレーションを実施しました。

○ 評価

- ・ 参加者の高齢化もあり、体操事業を継続することが難しくなった場合に、他の介護予防事業・サービスに適切につないでいくために、関係部署や事業者との連携が課題です。
- ・ 男性の参加割合が 10%程度であることから、男性の参加を増やす取組が必要です。

【高齢者みまもりネットワーク事業】

○ 取組

- ・ みまもりステーション毎に新規登録者の目標を設定し、みまもり通信の作成数を仕様書に定めるとともに、新規登録につながった取組等の成功事例を共有することで、登録者を増やしました。
- ・ 令和 4 年度は 912 人の新規登録がありました。（令和 3 年度 798 人）
- ・ コロナ禍でご自宅へ訪問が困難であった時期は電話での安否確認を強化しました。
- ・ コロナ禍の令和 3 年度は、ひと声運動を中止し、民生委員の連絡先と熱中症グッズ等を配付し、令和 4 年度は民生委員によるひと声運動を再開しました。
- ・ みまもりステーション・地域包括支援センター・区で福祉まつりに出展し、高齢者

以外の区民の方にもみまもりネットワークの周知を図りました。

○ 評価

- ・ 今後もみまもりの対象者の増加が想定されることから、新規登録に向けた成功事例等の情報をステーション間にて共有し、登録者の拡大に向けた取組を継続する必要があります。増加する対象者へ適切に対応するため、みまもりステーションにおける運営効率の向上に向けて検討していく必要があります。
- ・ 緊急時に外部へ知らせる仕組みである緊急通報システムの更なる活用を図るため、固定電話のない方も新たに対象としました。多くの方が登録し、サービスを利用してもらえるよう、民間事業者が開発する新たなサービスについても研究及び検討していく必要があります。

【生活支援体制整備事業】

○ 取組

- ・ 令和4年度から地域包括支援センターに専任の生活支援コーディネーターを1名配置しました。また区と包括における生活支援コーディネーターの役割分担等について検討を行い、令和4年度から運用しています。
- ・ 地域包括支援センターの情報共有及び業務スキルの向上を図るため、生活支援体制整備事業連絡会を毎月開催しました。
- ・ 生活支援協議会のあり方を整理し、区は中央会議・地域包括支援センターは地域連携推進会議に位置づけ、令和3年から同協議会を開催しました。
- ・ 地域活動団体を支援しました。
- ・ 地域資源情報検索サイトの運用を開始しました。

○ 評価

- ・ 高齢者の社会参加の促進にむけた地域づくりが広がるように、OJT や研修を通じ、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの業務スキル向上を図る必要があります。また、高齢者等が地域資源を有効に活用できるよう、新たな資源開発に注力するとともに、高齢者の資源をマッチングしていく仕組みを更に強化していく必要があります。
- ・ 高齢化の進展により、今後担い手不足が懸念されることから、担い手やボランティアを増やしていく必要があります。その際、地域活動に関わる部署が複数あることから、関係課にて連携して進めていくことが求められます。
- ・ 生活支援協議会において、地域課題の解決に向けた取組を検討・創設する必要があります。その推進においては、住民主体の地域介護予防活動事業と連携を図る必要があります。

基本方針2 介護予防と重症化予防の推進

【荒川ころばん体操リーダー養成・支援】

○ 取組

- ・ 令和4年度に3年ぶりとなるリーダー養成講座を実施し、新規リーダーの発掘と育

成を行いました。

- ・ 体操リーダー有志による定期的な集まりを開催し、新しいリーダーの獲得や育成方法等についてリーダーのアイデアを事業に反映しました。
- ・ ICT（LINE）を活用し、リーダー及び参加者と双方向のコミュニケーションを図りました。

○ 評価

- ・ リーダーの高齢化と担い手の不足が課題となっています。

【介護予防・生活支援サービス事業】

○ 取組

- ・ 訪問型サービスとして、従前の訪問介護相当の「第1号訪問事業訪問介護」と、短期集中予防サービスの「おうちでリハビリ」と「おうちで栄養診断」を実施しました。
- ・ 通所型サービスとして、従前の通所介護相当の「第1号通所事業通所介護」と、緩和した基準によるサービスの「食・動クラブ かめ」を、短期集中予防サービスの「まるごと元気アップ教室」、「食・動クラブ つる」及び「低栄養予防教室」を実施しました。
- ・ コロナ禍により、サロンや介護予防のための通いの場の多くが活動を休止したことから、自宅で継続的に取り組めるプログラムを多く取り入れるよう工夫しました。
- ・ 本事業を利用して状態が維持・改善した方の割合が82%（令和4年度実績）となり、目標（令和5年度）に到達しました。

○ 評価

- ・ コロナ禍により、令和4年度実績（利用者数（延べ数））は、訪問型サービスが3,494人（令和元年度は4,321人）、通所型サービスが8,818人（令和元年度は9,540人）と、コロナ禍前から大幅に減少しており、要支援者等の重度化を防ぐためにも、利用を促進する必要があります。
- ・ 一方で、本事業を利用して状態が維持・改善した方の割合が、令和3年度時点で目標に到達したことから、既存のサービスの提供を通じて、事業利用者に対して適切な介入ができていると言えます。
- ・ 今後、フレイル予防を必要とする方が大幅に増えることを見据えて、受け皿の確保に努めるほか、既存事業や社会資源等を分析・評価し、事業の再編や新規事業を検討する必要があります。

【認知症に関する普及啓発・本人発信支援】

○ 取組

- ・ 各地域包括支援センターに1人ずつ配置している認知症地域支援推進員は、介護・医療、生活関連領域の関係者や認知症キャラバン・メイトの会のほか、区民ボランティアと連携し、認知症の人が住み慣れた環境で暮らし続けることができる社会の実現に向けた活動を展開しました。
- ・ 認知症サポーター養成講座は、毎回ほぼ定員に達し、参加者の関心の高さが伺えました。また、認知症の人と接点の多い図書館・ふれあい館・学校用務職員や医療機

関・金融機関の職員向けの講座を実施しました。さらに、小中学校 5 校では学校行事として定着しました。また、夏休みに子供向けの講座をふれあい館や図書館とともに実施しました。

- ・ 毎年 9 月の世界アルツハイマー月間では、「図書館における特別展示・企画」、「医師が滞在するものわすれ相談 in オレンジカフェ」、「あらかわ遊園観覧車オレンジライトアップ」等を実施しました。また、令和 4 年度には認知症本人大使及び区内在住の当事者を迎えて当事者懇談会・講演会を実施しました。

○ 評価

- ・ 区民の認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の実施回数や対象者の拡大を引き続き図るとともに、認知症キャラバン・メイトと協力して区民の受講機会を拡大していく必要があります。
- ・ 国の認知症施策大綱において、2025 年度までに「チームオレンジ」を設置することが努力義務とされていることを踏まえ、チームオレンジの設置に向けて認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター及び地域における支援をつなぐ仕組みづくりが必要です。
- ・ 認知症基本法が制定されたことを踏まえ、認知症になっても尊厳が守られ、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりが必要です。なかでも、認知症の予防や重度化対策に向けて、誰もが気軽に相談できる機会を増やすとともに、認知症本人や家族を支援する取組を強化していく必要があります。

基本方針 3 介護サービスの充実

【介護サービス事業者との連携】

○ 取組

- ・ 区内全事業所を対象に、介護保険制度の制度改正情報や最新情報等を提供する「介護サービス事業者連絡会（全体会）」を開催しました。
- ・ 区内で新規に開設した事業所を対象に、区で実施している施策等を説明する「新規事業所連絡会」を開催しました。

※コロナ禍の影響により、介護サービス事業者連絡会及び新規事業所連絡会は、いずれも書面開催。

- ・ 介護サービス事業者への情報提供専用サイトにより、介護に関する最新情報、区からのお知らせなどを迅速に周知することで、介護サービス事業者の事業運営をサポートしました。
- ・ 区内介護サービス事業者が加入する団体である「介護サービス事業者連絡協議会」と定期的に意見交換会を開催してきました。

○ 評価

- ・ 全体会については、年 1 回開催し、事業者介護保険制度に関する情報を提供してきました。
- ・ 新規事業所連絡会については、適宜開催し、区の独自制度や事業を事業者へ情報提供してきました。

- ・ 介護サービス事業者への情報提供専用サイトにより、迅速かつ効率的に区内の介護事業所に、介護に関する最新情報や区からのお知らせ等、事業所の運営に必要な情報を提供してきました。
- ・ 毎月、介護サービス事業者連絡協議会と区との意見交換会を開催し、情報交換をすることにより、介護事業所の適正かつ効率的な運営に寄与してきました。また、団体から出された意見や事業所運営の状況を集約し、新型コロナウイルス感染症対策や介護人材確保・定着・育成、物価高騰対策等の事業者支援策につなげてきました。
- ・ 上記のように、介護サービス事業者連絡会、新規事業所連絡会における意見交換会を通じて、区内の介護事業者とは、連携体制が構築されており、今後も継続的に連携を図りながら、介護サービス向上のため介護事業者への支援を行います。

【地域ケア会議】

○ 取組

- ・ 自立支援・重度化防止の強化を図るため、医師会の協力を得て、地域ケア会議に病院や診療所の理学療法士・作業療法士等のリハビリ専門職を派遣しました。
- ・ 地域課題を検討し必要な施策を立ち上げるための仕組みとして、地域ケア会議や生活支援協議会など会議体の役割分担について整理しました。
- ・ 地域課題の課題解決のために新規事業の創設及び既存事業等の改善を行いました。
- ・ コロナ禍に伴い対面開催を中止していましたが、令和4年度に各地域包括支援センターのWEB会議の環境を整備し、地域ケア会議をオンラインで開催できる体制を構築しました。

○ 評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策として、WEB会議の環境を整えオンラインで開催することができました。一方、多職種の顔の見える関係性の構築がWEB会議では困難である、という新たな課題が発生しており、状況に応じて対面にて開催する必要があります。
- ・ 地域ケア会議の現行方式が介護事業者から負担となっているとの声を踏まえ、地域ケア会議のあり方を整理し、運用マニュアルを見直す必要があります。
- ・ 地域ケア会議で抽出された地域課題について解決策の検討を行い、新規施策として「地域資源情報検索サイトの創設」や「基幹相談支援センターとの連携」、「通いの場の創設」に加え、認知症施策として「認知症健診事業」や「ヘルプカードの試行」、既存事業の拡充として「自立支援用具」や「見守り支援員銭湯派遣事業」、「住民主体の地域介護予防活動支援事業」等の実施につなげました。引き続き課題の整理や検討を行い、社会資源の発掘や施策の充実・課題解決に向けた仕組みの検討等が必要です。

基本方針4 高齢者の住まいの確保

【高齢者向け住宅・施設の確保】

○ 取組

- ・ 民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者世帯の居住の安全、安心を図るため、区と協

定を締結している保証会社と連携した民間賃貸住宅の入居支援、一定の要件のもとでの転居後の家賃等の一部助成、債務保証制度を利用した場合の保証料助成を引き続き実施しました。

- ・ 都市型軽費老人ホームについては、需給バランスを見極めながら、これまで整備できていない日常生活圏域への新たな整備を慎重に検討しています。
- ・ 認知症グループホームについては、整備目標数を踏まえて公募を行い、計画的に整備を進めました。

○ 評価

- ・ 今後ますます高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中においては、自宅での生活が不安な方でも、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境整備の重要性は、さらに高まっていくことが想定されます。
- ・ そのため、日常生活圏域ごとの将来的な需給バランスを考慮しながら、民間主導による整備に対する支援や、既存の民間住宅ストックの活用等について検討を進めていきます。

基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

【医療と福祉の連携推進事業】

○ 取組

- ・ コロナ禍で在宅療養連携推進会議や医療連携会議等、医療分野と介護分野における連携会議が対面で開催できず、顔の見える関係性の構築ができませんでした。令和 4 年度の秋には医療連携会議を行い、医師会の協力のもと 20 名の医師にグループワークに出席いただき、顔の見える関係の再構築を図ることができました。
- ・ 高齢者やご家族、高齢者を支援する方への情報共有を目的として、令和 4 年から運用を開始した地図上でも検索可能な地域資源情報検索サイトに病院、診療所、歯科、薬局を掲載しました。

○ 評価

- ・ 医師や薬剤師、介護事業者等の多職種が現場で円滑に連携できるよう、関係づくりの機会を増やしていく必要があります。
- ・ 今後も在宅での療養や看取りの希望に応えられるよう、医療と介護の連携のあり方や仕組みづくりについて検討していく必要があります。

【地域包括支援センター事業】

○ 取組

- ・ 高齢者の地域活動の支援や地域資源の把握を行う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに 1 名配置しました。
- ・ 業務評価やヒアリングに加え、毎月開催する地域包括支援センター定例会やセンター長会議において、地域包括支援センターの課題や業務上の悩みを把握するとともに、関係機関との調整や解決策の検討を行いました。
- ・ 地域包括支援センター・みまもりステーション・区で福祉まつりに出展し、地域包

括支援センターの周知を図りました。

- ・ 地域包括支援センター職員のスキルアップにむけて、外部有識者を招き研修を行いました。
- 評価
 - ・ 地域包括支援センターは多岐にわたる相談を受けるとともに、様々な事業を推進していく必要があるため、センター長のマネジメントスキルの向上を図る必要があります。
 - ・ 複数の要因により困難化するケース対応の増加に伴い、職員の知識や業務スキルの向上を図る必要があります。
 - ・ 地域包括支援センターの業務を円滑に遂行するためには、地域包括支援センターの運営等に関わる課題を、区が逐次把握し解決策を検討する必要があるため、地域包括支援センター定例会やセンター長会議を有意義に活用する必要があります。
 - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域包括支援センターの名前・場所、両方を知らない方の割合が高い（38.9%）ことから、高齢者の地域の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る必要があります。

【高齢者虐待対策事業】

- 取組
 - ・ 虐待の早期発見のため、地域包括支援センターの社会福祉士と協力し、介護サービス事業者及び医療従事者対象の高齢者虐待研修を開催しました。
 - ・ 権利擁護事業ガイドラインや虐待対応マニュアルを活用し、区と地域包括支援センターとで連携を図りながら、高齢者への適切な支援を行いました。
 - ・ 迅速な対応ができるよう区内3警察との情報共有や弁護士による相談など関係機関との協力体制の強化を図りました。
- 評価
 - ・ 研修を通じて、虐待の早期発見・早期通報への理解が進み、未然に防ぐことや深刻化する前に支援できるケースが増えています。引き続き、虐待防止や早期発見のため関係機関への研修を開催していく必要があります。
 - ・ 虐待の対応のなかで、保護・分離を行うケースも存在することから、区内3警察との情報共有や弁護士による専門相談、関係機関との連携を強化する必要があります。

【成年後見事業】

- 取組
 - ・ 地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携し、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用を推進しました。
 - ・ 判断能力が不十分な高齢者で、身寄りがいない、親族の協力が得られない等、当事者や親族による後見申立てが困難な状況にある人の保護を図るため、区長による後見申立てをするなど必要な手続き等を行いました。また、後見申立てを行った低所得者に対し、後見報酬助成を行いました。

○ 評価

- 年々、区長申立て件数が増加しています。円滑な申立てにつなげるためにも、区民や関係機関が区や地域包括支援センターへ早期に相談ができるように更に周知を図る必要があります。なかでも様々な課題のある後期高齢者（一人暮らし、頼れる親族が不在等）が今後大幅に増えていくことが予測されることから、成年後見に関わる事業を担う社会福祉協議会をはじめ、関係機関と協議し、対応を考えていく必要があります。

第2節 近年の社会動向を踏まえたプランの方向性

○ 第6期プラン以降の荒川区高齢者プランでは、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとして計画を推進してきました。国では、平成29年に2025年問題を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進のため法律等の改正を行い、自治体の役割について明確にしてきました。令和2年の社会福祉法等の改正では、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するために、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

○ 国は、「全世代型社会保障構築会議」等を踏まえて、社会保障審議会介護保険部会において次期介護保険制度改正に向けた検討を行い、令和4年12月20日付で「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめました。

その中では、後期高齢者の急増と2040年を見据え、「地域包括ケアシステムの深化・推進(生活を支える介護サービス等の基盤の整備・様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現・保険者機能の強化)」、「介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保(介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進・給付と負担)」の観点から介護保険制度の見直しを進める必要があります。

○ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

令和5年5月に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)が成立しました。この法律は、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般に関係するものですが、その中で「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」として、介護保険関係の改正が盛り込まれており、主な改正事項として以下が示されています。

- I. 介護情報基盤の整備
- II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- V. 地域包括支援センターの体制整備等

第3節 区が目指す地域包括ケアシステムの姿

1 地域包括ケアシステムとは

高齢になっても、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り、最期まで送ることができるように、医療、介護予防、介護、住まい、生活支援を一体的に提供し、すべての世代で支え・支えられるまちづくりの仕組みを「地域包括ケアシステム」といいます。

地域包括ケアシステムは、各市区町村がその地域の実情に応じて創り上げていくもので、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る重要なものです。

2 地域包括ケアシステムの構築により期待される効果

(1) 医療と介護の連携

在宅医療サービスと介護サービスが連携することで、必要なタイミングで柔軟なサービス提供が可能になり、医療依存度の高い方でも安心して自宅で今まで通りの生活を続けやすくなります。

(2) 認知症の高齢者にやさしいまちづくり

認知症について誰もがなりうる身近なことと認識し、正しく理解することは、認知症の人や家族が暮らしやすいまちづくりに必要です。認知症に関する普及啓発では、本人の声が届けられ、認知症サポーター養成講座等の受講者が地域の様々な場面で活動できるよう工夫を始めています。認知症への理解と協力が当たり前になれば、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができます。

(3) 多様な生活支援サービス

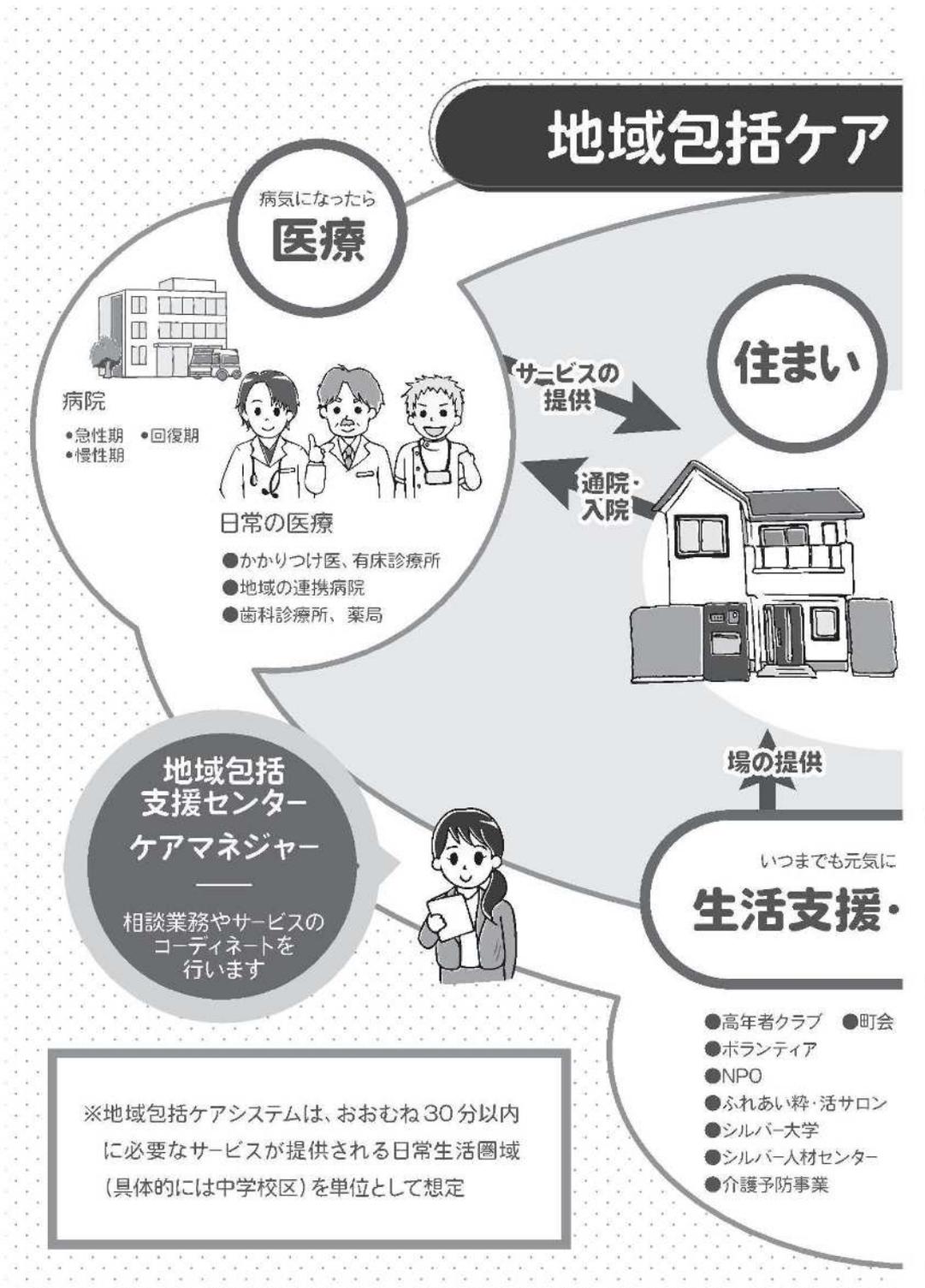
高齢者の日常生活に欠かせない買い物、調理、掃除、ごみ出しなどの家事支援や外出支援、高齢者見守りサービスなど個別のニーズに対して柔軟に対応できるサービスが提供され、より暮らしやすいまちづくりが進みます。

(4) 社会参加の促進

地域包括ケアシステムでは、元気な高齢者には積極的に社会参加をし、支援を必要とする高齢者を支える役割を果たすことが期待されています。また、地域での役割を持ち社会参加が増えることで、健康寿命の延伸や、趣味や生きがいを見つけ、高齢者の介護予防や孤立防止につながります。

3 区が目指す地域包括ケアシステムの深化・推進

- 区では、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる社会の実現に向けて、区の強みである地域の絆を活かして、下図のような様々なサービスがネットワークを結ぶ取組を行っています。



- 今後とも、必要な時に必要なサービスを組み合わせるよう、常に新たなニーズに対応する地域資源を発掘・整理し、サービスの提供につなげるとともに、ネットワークが更に強固なものになるよう地域包括支援センターを充実させ、効果があった介護予防事業の強化や地縁を活かした生活支援の体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指します。

システムの姿

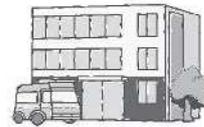
- 自宅
- 都市型軽費老人ホーム
- グループホーム
- 特別養護老人ホーム 等



通所・入所



介護が必要になったら
介護



在宅系サービス

- 訪問介護 ●訪問看護
- 通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護
- 24時間対応の訪問サービス
- 福祉用具 等

施設・居住系サービス

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 特定施設入居者生活介護 等

サービスの提供

参加

暮らすために

介護予防



- 認知症カフェ
- 認知症専門相談